平成28年第12回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 28 年 12 月 14 日、午後 2 時から消防署講堂において、平成 28 年第 12 回稲城 市教育委員会定例会を開催する。
- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江

城所 正彦

保坂 律子

今泉 浩史

小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

伊藤 徹男 教育部長 教育指導担当部長 杉本真紀子 教育総務課長 石田 昭男 学務課長 佐藤篤太郎 岸 知聡 指導課長 関口 美鈴 生涯学習課長 安藝 宏延 体育課長 榊原 美雪 学校給食課長 図書館課長 稲田 基樹

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。 教育総務課教育総務係長 斎藤 晃二 教育総務課教育総務係 加藤 綾子
- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
 - (2) 日程第2 会期の決定
 - (3) 日程第3 教育行政報告
 - (4) 日程第4 報告事項

委員長 ただいまから、平成28年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」の指名について、お諮りい たします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ご ざいませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の 会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。 教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」 を教育長よりお願いいたします。

教 育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

学務課長 1 平成28年11月分不登校による欠席児童・生徒数について

2 平成28年度 就学時健康診断について

指導課長 1 担当者事業について

- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 成人式関係について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について

- 公民館主催事業の実施状況について 8
- iプラザの主な主催事業の実施状況について 9
- 平成28年11月 生涯学習課利用統計について 10

体育課長

- スポーツ推進委員協議会関係について 1
- 市立公園内運動施設管理運営について 2
- 3 社会体育施設管理運営について
- 学校開放事業について 4
- 体力づくり運動推進事業について 5
- 6 ヴェルディ支援推進事業について

学校給食課長

- 平成28年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について 1
- 学校給食野菜に関する圃場見学会について 2
- 学校保健委員会へ栄養士の講師派遣について 3

図書館課長

- ブックスタート事業について 1
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 分館の主催事業について 3
- 城山体験学習館の主な事業について 4
- 地域との連携について 5
- 学校との連携について 6
- 視察について 7
- 図書館の利用状況(平成28年11月)について

委員長

ありがとうございました。教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 報告事項です。本日の報告は2件です。

「子どもの貧困について」と「通学路防犯カメラの設置について」を学務課 長より説明をお願いいたします。教育部長、お願いいたします。

教育部長 先に私から「子どもの貧困について」最初のところを説明させていただきま す。9月議会の中で多くの議員さんから「子どもの貧困について」のご質問が 出たので、今回いろいろ調べたものを報告するものでございます。

> まず、資料を1枚おめくりいただきまして、たくさん数字がありますが、使 っているのは黒枠のところです。栄養状態、栄養失調があるのか、過去の健康 診断の結果を調べましたところ、栄養不良は25年に一人、小学校ではいたとい うことです。次が中学校、これもやはり同じく25年に二人、栄養状態がよくな いというお子さんがいました。あと、中学校の場合は、その一番下に貧血とい うのがあります。これは栄養状況や貧困にはあまり関係ないのでしょうけれど も、一応この人数がそれぞれいるという状況を把握いたしました。

続いて3ページ、これは28年度の就学時健康診断の際の健診の中で、一番上がやはり同じように栄養状態を見るものですけれども、28年度各学校において、 栄養状態が不良というお子さんはいませんでした。

続いて4ページ、中学生の進路状況を調べてみました。まず、28年度の一番下に枠外に書いてありますけれども、学校関係に進んでいるかいないかを見ました。で、この数字のとおり99.7%進学をしている状況です。次のページが27年の卒業で99.5%、26年が99.6%、25年が99.4%という数字で、ここまでを見る限りは、稲城市では、まだ子どもの貧困という言葉そのものもはっきりしていないんですけれども、とりたてて貧困が進んでいるとか、貧困の不安が多いという市ではないということが、少しつかめたかなと思います。

現在、国や都道府県レベル、あるいは市区町村の中でも、子どもの貧困という言葉に強く反応されて、それに関係するような調査をしているところもあります。それの動向を特に注視しながら、この子どもの貧困という言葉が本当に正しい言葉なのかどうかも含めて、私どもでは検証していきたいと思います。 次に資料8以降につきましては、これは就学援助の関係です。この辺は少し

数字が難しいので、学務課長が説明いたします。すみません、代わります。

委員長 学務課長、お願いいたします。

学務課長 それでは、8・9ページについて、説明させていただきます。こちらどちらも就学援助の受給者数を世帯収入の階層別に集計したものです。8ページは要保護、準要保護あわせたもの。9ページは準要保護のみの数字です。

貧困ラインというものは、OECD、経済協力開発機構で、可処分所得の中央値の平均値、その2分の1を下回るのを貧困であるかどうかのラインと考えられていると思います。その金額は122万円ということになっており、世帯の人数が増えるごとに世帯の人数倍するのではなく、世帯の人数が平方根倍、1人1世帯で割るごと2倍、3人世帯であればルート3倍ということで、世帯の貧困ラインとされる金額を算定といいますか、基準を示しております。平方根倍するのは、世帯の人数が増えた場合には、世帯の生活費、共通するものがあります。それは、世帯の人数が増えるに従って割安になっていくという考え方にのっとって、こういう計算をするらしいです。それで、左上のところに貧困ラインとして、2人世帯173万円、3人世帯211万円という形で示しております。

そこから下のほうに2人世帯、3人世帯で50万円刻みに、その所得、収入層に入っている世帯を数字で示しております。で、貧困ラインということで線を引いているんですけど、50万円刻みと実際のこの173万とか211万ですので、若干の誤差は生じるかと思いますが、こう示して貧困世帯と言っていいのかどうか何とも言えないですが、そうして合計しますと、484世帯がその貧困概要を下回る数字となっております。この中で就学年齢の子供がいる世帯は、約5,990世帯あります。この中で、就学援助の該当・対象にならない世帯数である私立

学校とか、特別支援学校を除いた世帯数。そうしますと約5,620世帯、それぞれで率を出しますと、全体の世帯数で出しますと約8.1%。私立校、特別支援学校を除いた全体数で出しますと108.6%となります。厚生労働省の国民生活基礎調査で、日本の相対的貧困率は16.1%とうたわれておりますが、それに比べますと約2分の1という数字となっております。このことについてコメントする立場にありませんので、客観的な数字ということで、ご報告させていただきます。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

次に、「通学路防犯カメラの設置について」をお願いいたします。

学務課長 それでは、通学路防犯カメラの設置について、説明させていただきます。

本年度の通学路防犯カメラの設置校が決定いたしました。通学路防犯カメラは、防犯カメラを設置し、防犯カメラが作動していることを表示することで犯罪の抑止につなげようとするもので、昨年度から平成30年度の4年間で、毎年3校ずつ、1校につき5台を設置していく事業です。選定の仕方としては、まず各小学校の防犯カメラ設置要望箇所を調査します。夏にやる通学路合同点検の際に確認をしまして、また犯罪発生状況等を考慮し、選定しております。今年度は、第三小学校、第四小学校、第七小学校の3校を選定いたしました。

資料の1ページは、第三小学校の設置箇所図です。数字で設置箇所を示しているんですけれども、①、②、④、こちらは付近に公園があって不審者が出るのが心配ということです。また③は、こちらそばの家屋がかなり老朽化して、人も住んでいないようなところもあり、そこに人が潜んだりということが心配だということで、交差点のところを写すような形になっております。また、⑤は、京王線の高架下でトンネルで、非常に暗くて人目につきにくい場所です。

続いて2ページ、こちらは第四小学校の設置場所図です。①と④は、こちらも公園の近くで不審者が出るのが心配というところです。また、②、③、⑤、こちらは、以前に不審者が実際にあらわれた場所です。

続いて3ページ、第七小学校の設置箇所です。①は、駅にかなり近いですけれども、やはり高架下で暗いということで設置要望が出たところです。②は、公園の近くで不審者が心配であると。③は、とても暗く住宅街の裏側になるので、人目につかないことが理由となっております。また、④、⑤は、こちらも以前に不審者があらわれて声かけもあったというところです。

この後は、既に業者も決定しておりますので、1月から今年度いっぱいの期間で順次設置を進めていきます。また、来年度以降は、あと6校まだ設置していないところがあります。第二小学校、第六小学校、向陽台小学校、城山小学校、長峰小学校と南山小学校です。やはり、これまでと同様に設置を5箇所挙げていただき、実際に確認をし、犯罪発生状況等を考慮し、また来年度さらに翌年度3校ずつ選定して、進めていくものでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

以上で、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。何かご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。 今泉委員どうぞ。

- 今泉委員 すみません。念のため確認なんですけれども、子どもの貧困についてのこの ラインの金額って所得じゃなくて収入でいいのかな。
- 学務課長 失礼しました。給与所得者の場合は、収入額から社会保険料と税額を引いた、 いわゆる可処分所得ですね。それと、それ以外の自営業等の場合は、そういっ たふうに算定するのが難しいものですから、その場合には総所得金額、合計所 得金額ということで、こちらの金額をとられております。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。城所委員どうぞ。

- 城所委員 先ほどの「子ども貧困について」で、貧困の定義がいま一つ曖昧で、実は私、 社会福祉法人関係の仕事をしていて、やっぱり地域貢献というと、こども食堂 とか、まずそっちのほうに入っていくんですよ。で、栄養状態を見ると、栄養 の足りていない子はいないということですが、実際、栄養云々という部分では なくて、学校現場として、朝食を食べて来ないとか、夕食を食べられないとか いうような実態というのは、ある程度つかんでらっしゃるんでしょうか。
- 教育部長 私も直接全校から話を聞く機会はないんですけれども、何校かの副校長が話してくれた状況の中では、唯一の栄養源が給食、朝食を絶対食べてきていないだろうというお子さんもいるようです。もしかすると、各学校に何人かはいるかもしれない。それが、貧困が原因なのか、ネグレクトが原因なのかははっきりしませんけれども、今、城所委員が言われたような状況のお子さんは、少ないんでしょうけれども、いないということはないと把握をしております。詳しくは学校側、各担任などが認識をしているんじゃないかと思います。
- 新指軸部級 教育部長のお話のとおり、各学校では一人一人の児童生徒について、家庭での生活状況も留意して見ているところです。例えば朝食を毎日とっていないんじゃないかとか、衣服などの状況から心配される家庭については、保護者と連絡をとったり、子ども家庭支援センター、民生委員さん等と連携しながら子供の状況の確認等もしているところです。

現在のところ、特段、そういった状況が見受けられて危険性があるという情

報はございませんが、ただ、学校が保護者の状況等をみながら、いわゆるケース会議という対応をしている件も数例ございます。中にはお子さんの衣服などに気になる状況も見受けられるということも事実あるケースです。そういったことなども共有しながら、学校等また福祉機関が連携して、家庭の状況も見ているという事例もあるという状況でございます。

城所委員 ありがとうございます。今回の子どもの貧困という議会からのお話は、どう いうところから出てきたご意見なんでしょうか。

委員長 教育部長。

教育部長 これは、国が法律の中でこの言葉を使っているんですね。非常に不可解なのは、福祉担当のほうも再三お答えをしたんですが、子どもの貧困という言葉そのものの意味することははっきりしていないと、稲城では子供が貧困だという状況はなかなか把握できない。把握できないと言っている末端の行政の人間がいるのに、なぜ国がそれを判断できるんだと、我々が非常に不可解に思っているところです。

ですから、貧困という言葉そのものを使いたくはないんですが、そういう言葉が使われていますので、今回もこのような表題にさせていただいて、ただ実態とかを把握すること自体も本来国がやるべきだろうと思います。それは、こういう格差が出てくるというのを見越して政策をつくっているので、その対応を我々がどうかするということではなくて、国が責任をもってやるべきこと。また調査もしてもらうべきだろうと、今、我々が考えているところです。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

今泉委員 同じく子どもの貧困について、2ページは中学校の定期健康診断です。回答としては単なる数字の結果だという回答になるかと思うんですが、栄養状態の肥満傾向で、27年から28年度で7倍になっているんですけれども、基準が変わったのかどうなのか、その辺もしわかれば教えてください。

学務課長 委員さんが冒頭におっしゃったように、数値の結果でしかないんですが、特に基準が変わったということはありません。身長と体重、その相対的なところで肥満傾向がというのは、数字的にはその辺のもありますし、内科健診の中で、内科医が見た中で肥満傾向にあるということであらわれた数字となります。

今泉委員 わかりました。

委員長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 防犯カメラの関係で、12校中6校で半分と。年度2年目になるんですね。今 まで設置した部分で、防犯カメラが効果的に出た事例は何かあるんでしょうか。

学務課長 私どもでは、どういった形で、例えば犯罪が近くにあって、それが活かされ たかどうかというのは、特に把握はしてございません。

城所委員 それは総務契約課のほうになる。

学務課長 そうですね。何かあったときには、多摩中央警察署から総務に連絡がいって、 そこで映像の閲覧といいますか、そういったことになる流れになっております ので、私のところでは特に把握はしてないです。

城所委員 していない。わかりました。

保坂委員 今の関連ですけれども、この場所に防犯カメラが設置されたということは、 市民には周知されているんですか。それとも特に何も知らせずに、設置されて いる。

委員長 学務課長。

学務課長 総務で、広報とかでPRはしています。あとは、防犯カメラに「防犯カメラ 作動中」、「設置箇所」というステッカーを張って、付近の人にその場所で目 にするような形にしております。

保坂委員 わかりました。ありがとうございます。

城所委員 ということは、総務課が全てこの防犯カメラの関係の情報をもっているとい うことなんでしょうか。

学務課長 設置主体は、安全安心ということで、総務で行っております。ただ、通学路 ということで、教育委員会としても同じように関わっていくというところです。 あと、東京都から経費が半分補助されることになっており、その収入の受け入 れ先が教育費となっていまして、収入関係の事務手続は教育委員会で行っているというところがあります。

城所委員 わかりました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。カメラの件、貧困の件いろいろありますが。

今泉委員 防犯カメラの件ですけれども、今の答えを聞いていると、効果判定とか、どのくらい活用できているかというのは判断が難しいかなとは思うんですけれども、この後カメラの数を追加するとか、別の場所に変更とかは、考えられるものなんでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 この事業はそもそも、東京都が、防犯カメラを設置して犯罪抑止につなげようということで始まったものですから、その経費、東京都の制度を利用して防犯カメラを設置しているということが根本にあります。で、東京都では、この後の壊れたときの置きかえや更新、場所を変えるとかいったことは、今のところ考えてはいないとのことですので、市としましても、今のところ、つけてつけっ放しというところです。東京都でどのような考え方になっていくかと、市でも先だって、独自にどうしていくか、もし考え方が変わっていけば、またそのときにはいろいろな考えで設置等進めていくことになるかと思いますけれども、今のところは更新や増やすとかは特に考えてはいないところです。

今泉委員わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。

教育部長 ちょっと補足をさせていただきます。今、学務課長が申したのは、現在補助金をいただいて設置しているものについては、なかなか手のつけようが難しいということ。また、その財源も市が単独で確保するのは非常に難しいので、東京都がその半分負担ということになっております。で、今後については、まだ、東京都が少し考えを変えるかもしれない、この修繕、更新の際の費用をどうするかということを含めて、今後はかなり安全安心な取り組みということについて、前向きに考えていただけるのではないかという期待もありますが、今は、補助金の中での考え方はそうなっております。

もう少し前向きにこの防犯カメラの効果がわかってきたときにどうするか ということも含めて、教育委員会としては、子供たちの安全のための政策です から、提案など積極的に本当はしていくのが筋だと思っております。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。教育長。

教 育 長 これは質問ではないんですけれども、防犯カメラの位置のPRは、ここにあ

るというと、防犯につながるんですけれども、それを知らせることによって、 そこ以外は逆に危険になる可能性もあるわけですよね。そういう中で、先ほど PRしているような感じで報告あったんですけれども、これは意見多分わかれ ると思うんですね。PRすべきか、あるいはあまり場所を教えない方がいいか、 市として何か方針が決まっているとか、そういう話はありますか。

教育部長 防犯カメラの使用の方法ですが、常に学校でモニターを、防犯カメラの画像を見て、安全を確保しているということではありません。これは、1週間画像を保存しますので、何か事件があった後に、警察が証拠として使うあるいは捜査の材料として活用する、そのことによって犯人が捕まるというようなことが考えられます。ですから、この防犯カメラの設置そのものは、あくまで犯罪の抑止と考えますので、ここに防犯カメラがあるよと、できれば看板だけでもいいくらいなつもりでおりますけれども、その防犯カメラがあることを知らしめるほうが抑止という意味では必要だろうと考えました。考え方がいろいろ分かれて、犯罪の犯人を捕まえるために設置するのでしたら、知らしめないほうがいいかもしれません。ただ、あくまで子供たちの安全のため、犯罪を防ぐために設置するということを我々教育委員会は目的としておりますので、ある場所を知らしめて、そういうところにこういうものがあるんだと犯罪者が犯罪を起こさないよう、抑止にするためと考えますと、広く知らしめていくのがいいだろうと判断しております。

委員長 よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後2時50分閉会)